

お客さま各位

【ご協力依頼】

再案内 ワルシャワから陸上輸送される貨物のInvoice情報の提出方法について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格段のご高配を賜り、誠にありがとうございます。ご挨拶

さて、LOT CARGO-INFO-16-001にてご案内しておりますが、ワルシャワから陸上輸送を行う際には、現地税関の指示により貨物の事前情報提出に加えて、Invoice情報の提出が必要となります。

ここ最近、Invoice情報が記載された書類が添付されていないケースが散見されるため、再度ご案内いたします。より確実に円滑な貨物輸送のため、提出方法について下記の取り扱いのご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い致します。

敬具

記

1. 提出方法について

本来の輸送に関わる書類一式とは別に、以下要領に基づき、現地税関提出用にもう一通の封筒を航空貨物運送状に添付して搬入いただきますようお願いいたします。

(1) 封筒にInvoice情報が記載されている書類(※)を封入してください。

(2) 封筒に「FOR WAW CUSTOMS」と表記してください。

※輸出貨物の品名・個数・価格(単価と総額)・通貨を網羅している商業送り状、見積もり状等

2. 適用開始日

2016年4月16日出発便搭載分より実施

3. 情報の守秘義務について

コンプライアンス遵守の観点から、LOT社はお客さまからいただいた情報を当局からの規制による理由以外で不当に外部に漏洩することおよび輸送に関する目的以外で使用することはございません。

4. 事前提出ご協力のお願い

貨物量によっては、輸送前にInvoice情報を求められるケースがございますので、輸送前にInvoice情報の提出をお願いする際には、ご協力いただきますようお願いいたします。

5. ワルシャワ以遠旅客便搭載時

原則、ワルシャワ以遠の空輸時に、Invoice情報を求められることはございませんが、陸送する可能性がある貨物については、同様にInvoice情報の提出をお願いすることがございます。

ご不明な点がございましたら、予約案内、または弊社営業担当までお問合せください。

以上